

【オーストラリア】医学研究将来基金法

前専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀

(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* 医療分野における基礎研究から臨床医学までをカバーし、研究開発から商業化投資までの多段階にわたる活動を援助する連邦の基金を創設する法律が制定された。

1 法律の制定

2015年8月26日に「2015年医学研究将来基金法」(Medical Research Future Fund Act 2015)が裁可され、翌27日にその関連法が裁可された。法案は、同年5月27日に下院に提出されたが、大学や研究機関の関心が高く、多くの修正意見や要望が寄せられたのを反映して、政府は下院でも上院でもそれぞれ20近くの修正案を自ら提出した上に、上院の修正案を下院が否定するなど紆余曲折を経て、8月13日に両院案の一致に至った。

2 法律の構造と概要

(1) 連邦政府の基金制度 連邦政府には5つの投資基金があり、医学研究将来基金は、旧保健・病院基金を廃止して、その任務を再編して新設された(表1)。基金に共通する構造は、①個別の法律により設立され、それぞれの特別会計と目的に合致した投資を行う権限から成り、②それぞれの専門的見地から戦略を策定する諮問会議を必要に応じて有し、③各担当大臣が、専門家の助言等を考慮した上で各基金の具体的援助の決定と投資方針の策定を行い、④事務総局を有する「将来基金」の運営理事会(Future Fund Board of Guardian)が投資の決定を行い、特別会計の各年度の使用額上限の決定等運営上の統制権を有し、⑤「将来基金」と他の基金の間で一定の条件のもとで資金移動が認められ、⑥州・準州への援助は「全州政府評議会(Council of Australian Governments: COAG)改革基金」を経由し、⑦援助、投資、基金運営について担当大臣と財政大臣が議会に対する説明責任を負う、というものである。医学研究将来基金も、①～⑦の基本構造を持っている(表2)。特徴的なのは④⑤で、「将来基金」は連邦投資基金全体のノードの地位にあり、国際金融の世界ではいわゆるソヴリン・ウェルス・ファンドとして知られる。

表1 連邦政府の投資基金

名称	設立、目的、資産残高(2015年12月現在)
将来基金 Future Fund	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年4月。 ・高齢化に伴う老齢年金の将来需要に備える。 ・運営理事会は、他の基金法に規定される任務を行う。 ・1184億豪ドル(約9兆9865億円)
オーストラリア建設基金 Building Australia Fund	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年1月。 ・交通、通信、エネルギー、水系等国土インフラ整備に対する資金提供。 ・36.5億豪ドル(約3079億円)
教育投資基金 Education Investment Fund	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年1月。 ・高等教育、職業教育等の分野のプロジェクトに対する資金提供。 ・37.1億豪ドル(約3129億円)
障害者ケア基金 DisabilityCare Australia Fund	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年7月。 ・連邦障害者保険スキームに支出。 ・42.9億豪ドル(約3618億円)
医学研究将来基金 Medical Research Future Fund	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年8月。 ・大学、研究機関、連邦法人事業体等の医学研究とイノベーションを援助。 ・2015年10月旧保健・病院基金を廃止してその資金を医学研究将来基金に移行(基金以外の業務は保健省に吸収)。 ・31.4億豪ドル(約2648億円)。2020年代半ばまでに200億豪ドル(約1兆6869億円)とする(連邦議会における政府説明)。

(出典)表1、2とも筆者作成

(2) **連邦の特別会計** 特別会計は、個別の法律又は財政大臣の決定（歳出予算法に規定される）により設立され（2013年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法第78条～第80条）、特定目的のための単独の貸借対照表を持ち、独立採算が認められ、マクロ的には連邦政府の会計に包含される。2016年1月現在158ある（うち法律に基づくものは69。(1)のように投資権限と一体となって基金を構成するものを含む）。

(3) **憲法上の議論** 基金と特別会計については州との関係で長らく憲法上の議論がある。連邦が支出を行うためには単に歳出予算法又は個別の立法に支出権限規定があれば足りるとの考え方が一部にあったが、連邦最高裁は、その事項について連邦に立法権があることが憲法に明示され、あるいは実質的にそうと認められるものでなければならぬという判断を示している。医学研究将来基金法第9条「憲法上の根拠」は、14項目の憲法上の根拠を列挙して、最高裁の判断に対する姿勢を表明したものである。

3 主な議論

利害関係者から寄せられた意見は、援助項目の決定の仕組みと資金配分の透明性に対する専門的な観点からのガバナンスの欠如に集中し、議会における議論にも反映した。もともと政府原案には第2A章がなく援助決定が保健大臣の完全な裁量下にあったが、これを修正して諮問会議を設置し、イノベーション戦略と優先事項を策定して、援助はこれに基づいて決定され、専門的見地からの助言を求めることとされた。意思決定の透明性が強化されたと評価されている。諮問会議の仕組み自体は、教育投資基金にもみられ目新しいものではないが、イノベーション戦略と優先事項というグランド・デザインを策定する権限はこの法律の特徴であるので、政府と議会の間の議論の中から生まれたこの仕組みの有効性が注目される。

参考文献（インターネット情報は2016年3月16日現在である。）

- ・連邦議会の法案サイト <http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5397> ; 将来基金のサイト <<http://www.futurefund.gov.au/>>

表2 医学研究将来基金法の概要

章	主な内容
1. 序	<ul style="list-style-type: none"> ・発効、目的、用語の定義 ・憲法上の根拠
2. 医学研究将来基金とその特別会計	<ul style="list-style-type: none"> ①医学研究将来基金とその特別会計の設立 <ul style="list-style-type: none"> ・医学研究将来基金の規模の決定権限 ・保健・病院基金からの移行 ・特別会計の目的 ②特別会計の財源と支出 <ul style="list-style-type: none"> ・保健大臣が、イノベーション戦略と優先事項を考慮し、専門家の助言等を考慮した上で、援助項目と援助額を決定し、財政大臣に基金からの支出を求める。 ・医学研究将来基金からの援助の3経路（全州政府評議会改革基金又は医学研究将来保健特別会計経由の援助、連邦法人事業体への援助）。 ③「将来基金」との間の資金移動
2A. 医学研究諮問会議	<ul style="list-style-type: none"> ①諮問会議の設置、機能、構成員 ・②の決定と保健大臣の諮問に対する助言を行う。 ・国立保健・医学研究評議会（独立性の強い法定機関）のCEOと7人以内のメンバーから成る。任期は5年以内。利害関係の公開。 ②イノベーション戦略（5年ごと）と優先事項（2年ごと）の決定。
3. 医学研究将来基金年間使用額の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・財政大臣と「将来基金」理事会が決定。
4. 医学研究将来基金が行う投資	<ul style="list-style-type: none"> ・保健大臣が示す投資方針に基づき、「将来基金」運営理事会が、医学研究将来基金の活動の長期的な利益に資する目的で、投資を行う。 ・投資マネージャーとの契約。 ・投資利益は医学研究将来基金特別会計の財源となる。 ・デリバティブ取引、特定の事業への投資等の禁止。
5. 報告義務	<ul style="list-style-type: none"> ・財政大臣に対する「将来基金」運営理事会の報告。 ・財政大臣から他の大臣への報告。 ・医学研究将来基金が行う援助に関する保健大臣の連邦議会に対する報告。
6. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・この法律の運営に関する担当大臣のレビュー。 ・財政大臣の規則制定権。